



ながさき

トラック広報



トピックス

- ◎ 「トラック物流2024年問題」に関するオンライン説明会
- ◎ 国交省認定機関による運行管理者等講習
- ◎ 各助成事業の実績報告期限のお知らせ

(公社)長崎県トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



| | |
|--|----|
| 1. トラック物流問題解決に向けたオンライン説明会 | 3 |
| 2. 行政だより | |
| ○ 厚生労働省からのお知らせ | |
| ・ ハラスメント対策・女性活躍推進に関する改正ポイントのご案内 | 4 |
| ・ 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて | 6 |
| ・ 〈事業主向け〉教育訓練休暇給付金のご案内（簡略版） | 10 |
| ・ 〈長崎労働局〉人材確保支援策のご案内 | 11 |
| 3. 全ト協だより | |
| ○ トラックドライバーの働き方改革に向けた大型車の休息場所確保等調査について（協力依頼） | 13 |
| ○ 近代化基金融資貸出金利の変更について | 15 |
| ○ 軽油価格の調査結果（11月分） | 16 |
| 4. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について | 17 |
| 5. 協会だより | |
| ○ 「令和7年度災害物流専門家研修」の開催 | 18 |
| ○ 青年部新成会 物流出前授業開催状況について | 19 |
| ○ 公明党に対する政策要望について | 20 |
| ○ 令和7年度各助成事業の実績報告期限のお知らせ | 21 |
| ○ 令和7年度助成事業について | 22 |
| 6. ドライバー体験記～ドライバーはヒーローヒロイン～ | 24 |
| 7. 陸災防だより | |
| ○ 技能講習のお知らせ | 25 |
| ○ 陸運と安全衛生 | 26 |
| 8. 交通共済コーナー | |
| ○ 交通共済ご加入のおすすめ | 28 |
| 9. 諫早T・Sのご案内 | 30 |

2026年春、引越をご検討のお客様！

分散引越に ご協力をお願いします！

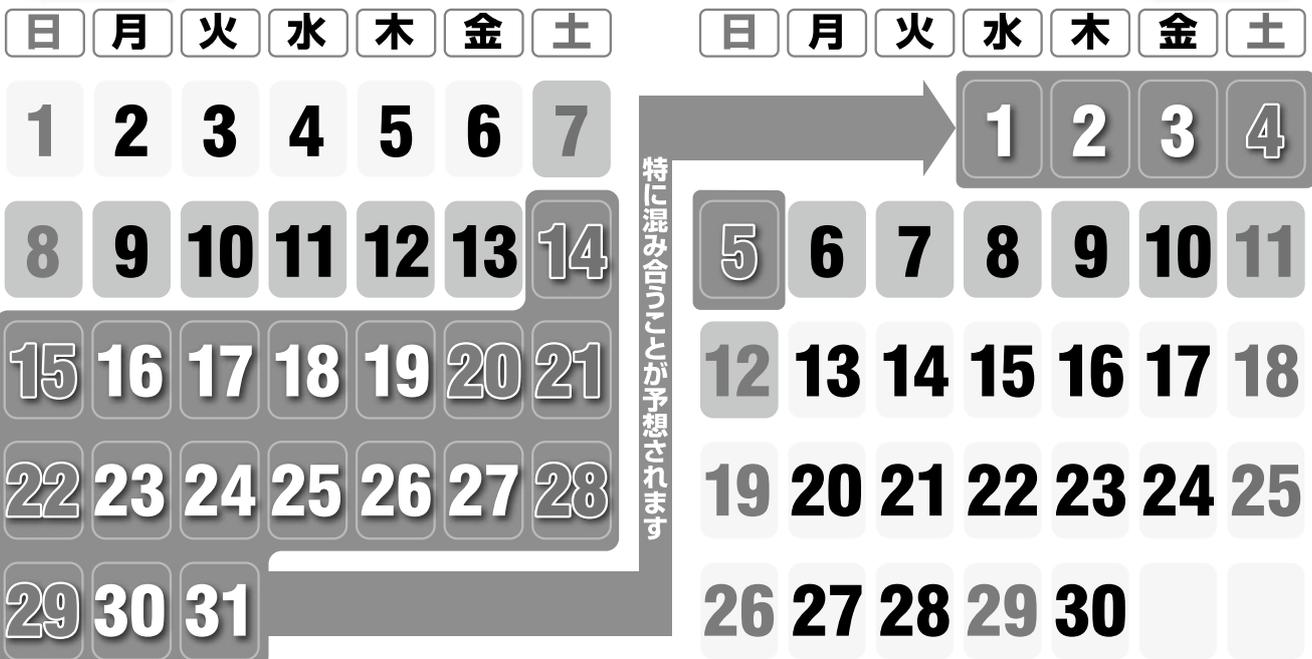
例年、3月から4月の時期は引越のご依頼が集中します。特に3月下旬から4月上旬に集中することが例年のパターンから予想されます。混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越をご検討下さいますようお願い・ご協力をお願い致します。



3月

2026年引越混雑予想カレンダー

4月



特に混雑が予想されます
 混雑が予想されます
 やや混雑が予想されます

上記を参考に2月以前または5月以降のお引越しの検討をお願い致します



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

2026 国際物流総合展 九州・東アジア

九州初開催「物流」の総合展

来場プレゼントのご案内

物流課題解決のヒントを
本展に見つけに来ませんか?

2026 6.24^{WED}-25^{THU} マリンメッセ福岡

主催 一般社団法人 日本産業機械工業会
一般社団法人 日本運搬車両機器協会
一般社団法人 日本能率協会

一般社団法人 日本産業車両協会
一般社団法人 日本物流システム機器協会

一般社団法人 日本パレット協会
公益社団法人 日本ロジスティクスシステム協会

来場
プレゼントは
こちらから



来場プレゼントをいただいた方には

抽選で100名様にAmazonギフト券プレゼント



<https://littiekyushu.logis-tech-tokyo.gr.jp/> 物流展 九州 🔍

会場についての
問い合わせ先

国際物流総合展 事務局 来場者ヘルプデスク
(株)ケイ・スリー・クリエーション 受付時間:9:30~18:00(土日祝は除く) Tel:03-6809-2707 E-mail:helpdesk@k3c.co.jp

国際物流総合展事務局

公益社団法人 日本ロジスティクスシステム協会(JILS) JILS総合研究所
〒105-0022 東京都港区海岸1-15-1 スズエビディアム3階

一般社団法人 日本能率協会(JMA) 産業振興センター
〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22

国土交通省 からのお知らせ

国土交通省トラック・物流荷主特別対策室主催

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第31回】開催

次回開催日時：令和8年2月20日(金)

10:00～,15:00～(午前・午後の同日2回開催)

事前アンケートを実施しています

【主な質問】(荷主に対して)トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
(トラック事業者に対して)今収受している運賃は標準的運賃の何割?
※参加される前にアンケートに是非ご協力ください!

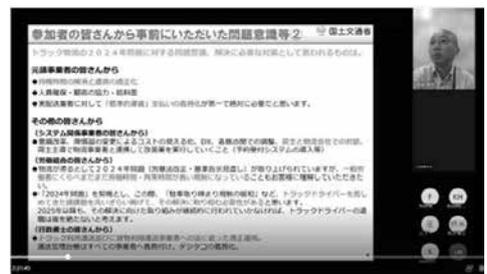


直接参加用
二次元コード

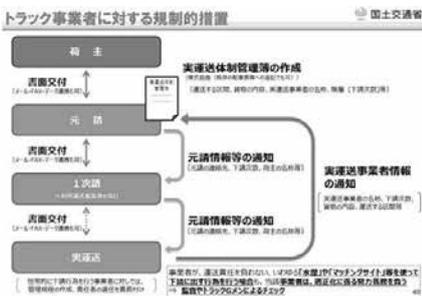
これまで約 **11,200** 人が視聴しています。
(令和5年8月1日から毎月1回実施)

(ご提供している情報(一部))

- ①参加者に対して実施した事前アンケートの結果共有
 - ②最近のトピック(各省報道発表資料より)
 - ③関係者の問題意識共有
 - ④改正物流法関係 質疑応答
 - ⑤トラック事業者・荷主・その他関係者からの事例紹介
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています!



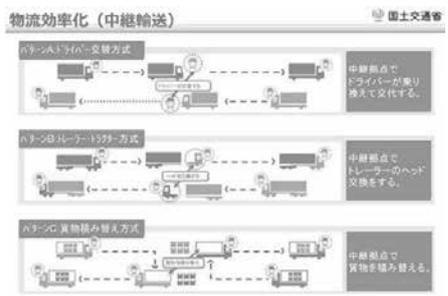
法改正の内容を詳しく説明



標準的運賃、運賃交渉情報提供



物流効率化参考情報提供



トラック事業者のほか、荷主・倉庫業者等を含む多くの参加者が評価!

(参加者コメント(一部))

- トラック事業者** 法改正のポイントは自身で探しに行く必要があるが、要約され説明される事で理解がしやすい。
- 倉庫業者** 登壇者説明後の主催者とのディスカッションは興味深くお聞きした。
- 発着荷主事業者** トラックドライバーの業務範囲が理解できたため今後の運送会社との契約に反映させていただきます。物流課題への具体的な取り組みが把握でき、これからのリスクに対し、どう対処していかなければいけないかの方向性が見えてくる。

【Gメンからのお願い】 荷主等に関するお困りごとは、是非目安箱に投稿してください。

(例) "いつも荷待ちをさせられる","こんな作業までさせられている","運賃交渉に応じない"



目安箱
投稿用
二次元
コード

事業主の皆さまへ（全企業が対象です）

公布日：令和7年6月11日

ハラスメント対策・女性活躍推進 に関する改正ポイントのご案内

I：ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- **カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！**

（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の**3つの要素をすべて満たすもの**です。

- ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。

- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談体制の整備・周知
- ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
- ・相談体制の整備・周知
- ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

- ★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の責務も明確化します。

- ※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、事業主・労働者・顧客等の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

Ⅱ：女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

- 令和8年（2026年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、**令和18年（2036年）3月31日まで**に延長されました。
- 従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。
(施行日：令和8年4月1日)
- プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。
(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

情報公表の必須項目の拡大

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、**101人以上の企業に公表義務を拡大**するとともに、新たに女性管理職比率についても**101人以上の企業に公表を義務付け**ます。(従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。)

| 企業等規模 | 改正前 | 改正後 |
|-----------|-------------------------------|--|
| 301人以上 | 男女間賃金差異に加えて、 2項目以上 を公表 | 男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、 2項目以上 を公表 |
| 101人～300人 | 1項目以上 を公表 | 男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、 1項目以上 を公表 |

※ 従業員数301人以上の企業は、①「職業生活に関する機会の提供に関する実績」から1項目以上、②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績」から1項目以上の、計2項目以上を公表すること、従業員数101人以上の企業は、①及び②の全体から1項目以上を公表することとされています。

プラチナえるぼし認定の要件追加

- プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加します。

※ 現在、プラチナえるぼし認定を受けている企業も、認定を維持するために、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表することが要件となりますが、今後の省令等の整備において、一定の猶予を設ける予定です。

★ このほか、女性の健康上の特性による健康課題（月経、更年期等に伴う就業上の課題）に関して、職場の理解増進や配慮等がなされるよう、今後企業の取組例を示し、事業主による積極的な取組を促していくこととしています。

お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

| 都道府県 | 電話番号 |
|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|
| 北海道 | 011-709-2715 | 埼玉 | 048-600-6269 | 岐阜 | 058-245-1550 | 鳥取 | 0857-29-1709 | 佐賀 | 0952-32-7218 |
| 青森 | 017-734-4211 | 千葉 | 043-221-2307 | 静岡 | 054-252-5310 | 島根 | 0852-31-1161 | 長崎 | 095-801-0050 |
| 岩手 | 019-604-3010 | 東京 | 03-3512-1611 | 愛知 | 052-857-0312 | 岡山 | 086-225-2017 | 熊本 | 096-352-3865 |
| 宮城 | 022-299-8844 | 神奈川 | 045-211-7380 | 三重 | 059-226-2318 | 広島 | 082-221-9247 | 大分 | 097-532-4025 |
| 秋田 | 018-862-6684 | 新潟 | 025-288-3511 | 滋賀 | 077-523-1190 | 山口 | 083-995-0390 | 宮崎 | 0985-38-8821 |
| 山形 | 023-624-8228 | 富山 | 076-432-2740 | 京都 | 075-241-3212 | 徳島 | 088-652-2718 | 鹿児島 | 099-223-8239 |
| 福島 | 024-536-4609 | 石川 | 076-265-4429 | 大阪 | 06-6941-8940 | 香川 | 087-811-8924 | 沖縄 | 098-868-4380 |
| 茨城 | 029-277-8295 | 福井 | 0776-22-3947 | 兵庫 | 078-367-0820 | 愛媛 | 089-935-5222 | | |
| 栃木 | 028-633-2795 | 山梨 | 055-225-2851 | 奈良 | 0742-32-0210 | 高知 | 088-885-6041 | | |
| 群馬 | 027-896-4739 | 長野 | 026-227-0125 | 和歌山 | 073-488-1170 | 福岡 | 092-411-4894 | | |

受付時間 8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）



都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

令和7年6月作成

事業主・労働災害防止団体の皆さま

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主體として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者等に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1 施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

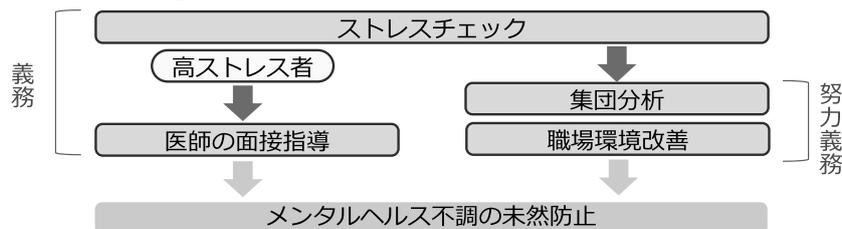
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぼ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



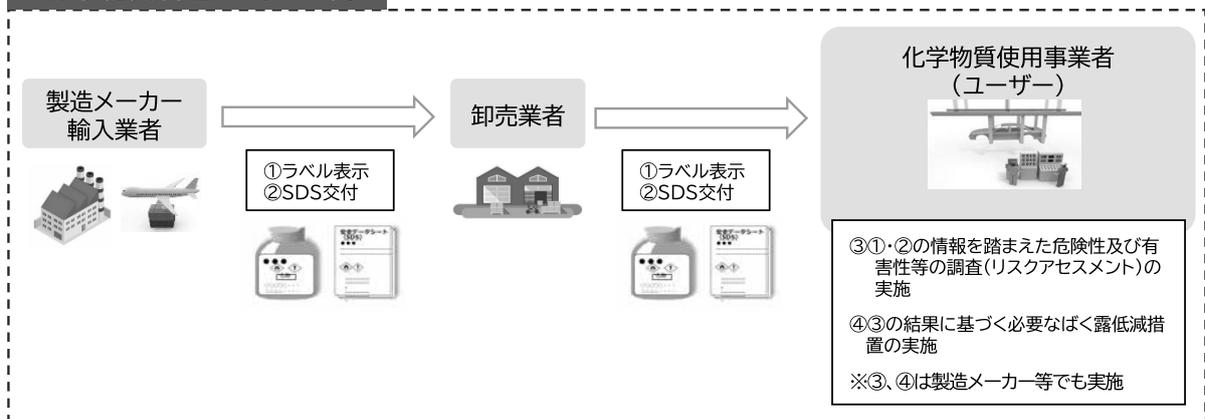
3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

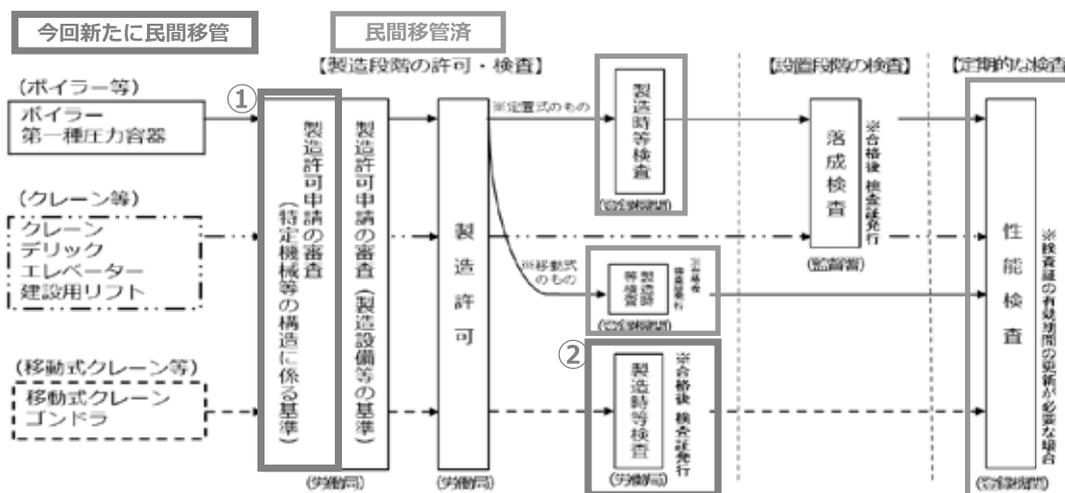
4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1 施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



従業員の教育訓練や資格取得を応援する事業主の皆さまへ

事業主
向け

教育訓練休暇給付金のご案内(簡略版)

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

事業主の皆さまへのお願い

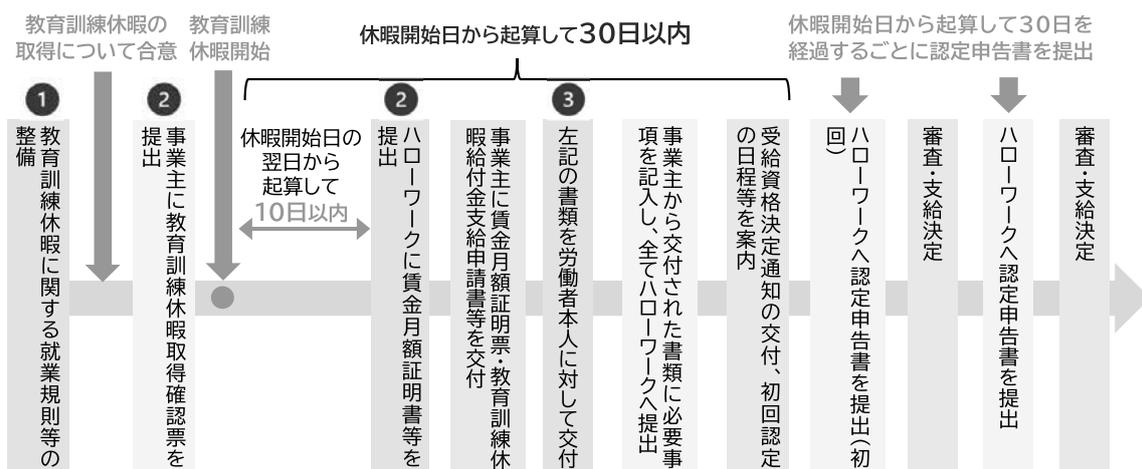
教育訓練休暇給付金は、一般被保険者である労働者本人の意思で、業務命令によらず、就業規則等に基づき、教育訓練を受けるための無給の休暇を取得することが支給要件になっています。

給付金を受けるのは労働者本人ですが、手続に関して事業主の皆さまのご対応が必要です。下記の支給までの流れをご確認ください。

注意 解雇等を予定している労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。
なお、解雇等を予定している労働者について、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象になります。

支給までの流れ

事業主 労働者 ハローワーク



- 1 教育訓練休暇制度を就業規則または労働協約等に規定します。(規程例はパンフレットをご参照ください)
- 2 一般被保険者である労働者本人と事業主とで教育訓練休暇の取得について合意の上、労働者本人から教育訓練休暇取得確認票が提出されます。内容を確認して、必要事項を記入します。
その上で、労働者の休暇開始日の翌日から起算して10日以内に休暇開始日の前日までの賃金支払い状況等を記載した賃金月額証明書をハローワークに提出してください。(その際、就業規則等の写し、賃金台帳、出勤簿等を添付してください)
- 3 賃金月額証明書をハローワークに提出した後、ハローワークから賃金月額証明票(事業主控え、本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書を交付します。賃金月額証明票(本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書は、一般被保険者である労働者が教育訓練休暇給付金の支給申請を行うために必要になりますので、速やかに労働者本人に交付してください。

詳しくは「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット)及び厚生労働省ホームページを御確認いただき、
ご不明な点はお近くのハローワークまでお問い合わせください。



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL070707保01

長崎労働局

人材確保支援策

のご案内

人材確保・従業員の定着に取り組む事業主の方へ
各種支援策をご紹介します。

●人材確保はハローワーク窓口へ

ハローワークの支援メニューです。
人材確保のお悩みは、お近くの
ハローワークにご相談ください。



●ハローワークインターネットサービス

事業所のPC・スマホから求人の
申込などができます。
また、応募状況の確認やリクエスト、
事業所情報の登録もできます。



●人材確保対策コーナー

「医療、介護、保育、建設、警備、運輸」
の分野における人材確保支援を専門とす
る窓口を長崎県内2カ所（長崎・佐世保）
のハローワークに設置しています。



●労務管理の専門家による無料相談

社会保険労務士が事業所等にお伺いし、
個別相談やコンサルティングを実施し、
人材確保に向けた労務管理の改善を
支援します。



●しよくばらぼ（職場情報総合サイト）

職場改善に積極的な企業の残業時間や
有給休暇取得率、平均年齢などの職場
情報を検索・比較できるWebサイト
です。



●job tag（職業情報提供サイト）

求人条件を明確化したり、従業員に
不足する能力を確認したり、タスク
を整理したりできる機能があります。



●「働き方改革」推進の取組

事業主の皆さまに対する支援策や、
「働き方改革」と関係が深い助成金
等を紹介しています。



●長崎働き方改革推進支援センター

働き方改革に関する様々な課題に対応
するワンストップ相談窓口として、
社労士等の専門家が、中小企業事業主
からの労務管理上の相談に応じています。



●LO活 for company

企業のUIJターン者採用を支援する厚生
労働省のプロジェクト（LO活プロジェク
ト）の企業向けサイトです。UIJターン
者採用に関して知っておくべき情報を
掲載しています。



●長崎医療労務管理相談コーナー

医療機関に対し、医療従事者の勤務環境
改善の取組を支援するため、個別支援・
相談などを行います。

【相談無料、秘密厳守】



070620

● **特定求職者雇用開発助成金**

障害者やシニアの方、母子家庭の母等の就職困難な方を雇い入れる際に助成金をご活用いただけます。



● **人材確保等支援助成金**

魅力ある職場づくりのために労働環境等の向上を図る事業主等に対して助成金をご活用いただけます。



● **その他の雇用関係助成金**

雇用の確保や人材育成、処遇改善などに役立つさまざまな助成金があります。



● **賃金引き上げ支援策**

『「賃上げ」支援助成金パッケージ』事業主の皆さまの賃上げを支援しています。



● **「人材開発支援策」のご案内**

人材開発に取り組む事業主の皆さまを支援するため、さまざまな支援策を用意しています。



● **生産性向上人材育成支援センター**

ポリテクセンター長崎に設置されている本センターにおいて、主に中小企業を対象に、事業主の皆さまが行う生産性向上に向けた人材育成を支援します。



● **ユースエール認定制度**

若者の採用・育成に積極的で、雇用管理が優良な中小企業を認定する制度です。認定を受けると企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待できます。



● **ハロートレーニング訓練コース紹介集**

ハロートレーニング（公的職業訓練）のコース内容や取得できる資格、習得するスキルなどを紹介しています。受講生の採用を検討するためのヒントとしてご利用ください。



● **長崎労働局公式LINE（事業所向け）**

県内の事業の皆さまに対して、労働行政に関する様々な情報を発信しています。ぜひ、友だち登録をお願いします。



● **長崎キャリア形成・リスキリング支援センター**

企業、団体のみなさまの人事課題に応じて従業員の方向けのキャリア研修や、キャリアコンサルティング、キャリア形成のための仕組みづくり等をお手伝いしています。



その他にもSNSを活用して情報発信を行っています。

県内各ハローワーク
公式LINE



長崎労働局職業安定部
公式Instagram



NAGASAKIANTEI

詳細はお気軽に長崎労働局
またはお近くのハローワークに
ご相談ください。



「長崎労働局職業安定部
公式キャラクターじゃーたん」

全ト協だより

トラックドライバーの働き方改革に向けた大型車の 休息場所確保等調査について（協力依頼）

標記の件について、国土交通省より全ト協を通じて協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

事務連絡
令和8年1月21日

全日本トラック協会 御中

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課

トラックドライバーの働き方改革に向けた大型車の休息場所確保等調査について(協力依頼)

日頃より、国土交通行政に対してご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

国土交通省においては、トラックドライバーの働き方改革や生産性向上に資する「中継輸送」の普及促進を図っているところです。

今後、更なる普及促進策を講じていくにあたり、長距離輸送を担うトラックドライバーの休息時間や休息場所の実態を調査し、政策の基礎的資料とさせて頂きたいと考えております。

本調査は、①貨物自動車運送事業者（運送事業者）の立場からご回答いただく調査、および②荷主・元請事業者の立場からご回答いただく調査の二種類から構成されております。

各事業者におかれましては、主として該当する立場に応じて、いずれか一方の調査にご回答いただくことを想定しております。（※両方の調査へ回答していただいてもかまいません。）

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解頂き、質問項目が21問（①運送事業者向け）または13問（②荷主・元請事業者向け）のwebアンケート調査の回答についてご協力賜りますよう、傘下会員事業者にご周知のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 調査項目

本調査は、高速道路料金施策変更前後の高速道路料金収受の変化状況（意向）を把握する「高速道路料金収受等の状況調査」と、ドライバーの休息場所等の状況を把握する「ドライバーの休息場所等の状況調査」（①貨物自動車運送事業者向け）の二種類の調査を行う。

<主な調査項目>

①貨物自動車運送事業者（運送事業者）、②荷主・元請事業者 共通

- 高速道路料金収受等の状況調査
 - ✓ 高速道路料金の収受
 - ✓ 高速道路利用の変化
 - ✓ 運送業務への影響
 - ✓ 契約内容の書面化
 - ✓ 取引条件の協議
 - ✓ 約款の見直し
 - ✓ 自由意見

①貨物自動車運送事業者（運送事業者）向け

● ドライバーの休息場所等の状況調査

- ✓ 高速道路施策のドライバーへの影響
- ✓ 休息を要する運送
- ✓ 休息場所確保状況
- ✓ 休息場所の指定状況
- ✓ 休息場所の予約状況
- ✓ 長距離運送の手当
- ✓ 中継輸送

2. 調査の方法

以下の URL または QR コードより、各事業者の主たる立場に応じて、該当する調査にアクセスのうえ、Web にてご回答ください。なお、どの調査に該当するか判断が難しい場合には、いずれか一方の調査に回答いただくことでもかまいません。

【①貨物自動車運送事業者（運送事業者）向けアンケート】

web アンケート URL : <https://rsch.jp/ea3863fe82ea50d/login.php>

web アンケート QR コード :



【②荷主・元請事業者向けアンケート】

web アンケート URL : <https://rsch.jp/398f1fa469dedeb6/login.php>

web アンケート QR コード :



3. 回答期限

令和8年2月18日（水）まで

4. 問い合わせ先

【本調査の主旨等に関するお問い合わせ】

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課 担当：種山、上中 TEL：03-5253-8111（内線：41313）

【web アンケートへのホームページに関するお問い合わせ】

株式会社 GEOTRA（事務局：調査委託先）担当：樋田、谷本

logistics-rest-survey@geotra.jp

（web アンケート調査の実施は、株式会社クロス・マーケティングに再委託しております。）

近代化基金融資貸出金利の 変更について

令和8年1月9日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

記

1. 貸付利率

| 期 間 | 現行（改定前） | 改定後 |
|-----------|---------|-------|
| 1年以上～3年以内 | 2.60% | 2.75% |
| 3年超～7年以内 | | |
| 7年超～10年以内 | | |

2. 実施日

令和8年1月9日



軽油価格の調査結果（11月分）

11月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

1. 単純集計価格

| 地区名 | 区分 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|---------|----|--------|--------|--------|
| 九州(沖縄除) | | 121.03 | 110.77 | 127.03 |
| 全国(沖縄除) | | 121.43 | 109.85 | 122.07 |

2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

| 元売名 | 区分 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|-----------|----|--------|--------|--------|
| E N E O S | | 120.68 | 111.29 | 129.03 |
| 出光昭和シェル | | 126.24 | 111.07 | 127.77 |
| キグナス | | | | |
| コスモ | | 120.35 | 105.80 | 133.35 |
| その他 | | 115.80 | 110.05 | 124.49 |

3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

| 月間購入量 | 区分 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|--------------------|----|--------|--------|--------|
| 30キロ リットル未満 | | 121.90 | 111.12 | 128.67 |
| 30～50キロ リットル未満 | | 111.00 | 109.84 | 113.25 |
| 50～100キロ リットル未満 | | 109.98 | 110.85 | |
| 100キロ リットル以上 | | | 108.74 | 110.34 |

4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

| 支払期限 | 区分 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|----------|----|--------|--------|--------|
| 30日未満 | | 124.80 | 111.05 | 119.47 |
| 30～60日未満 | | 119.52 | 110.93 | 127.87 |
| 60日以上 | | 125.50 | 109.58 | |

5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

| 月別 | 区分 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|----------|----|--------|--------|--------|
| 2025年7月 | | 124.98 | 114.60 | 128.97 |
| 2025年8月 | | 127.02 | 115.17 | 128.78 |
| 2025年9月 | | 126.32 | 115.96 | 128.17 |
| 2025年10月 | | 123.93 | 113.84 | 127.45 |
| 2025年11月 | | 121.03 | 110.77 | 127.03 |

※消費税抜きの価格

国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

令和7年度の運行管理者基礎講習および一般講習が、下記のとおり開催されます。

インターネットまたはFAXにて実施機関に直接お申込みください。

【お申込み・お問い合わせ先】

◇(独法)自動車事故対策機構(ナスバ)長崎支所 TEL:095-821-8853

インターネット予約 <https://ks-yoyaku.nasva.go.jp/>

◇(株)おんが自動車学校 TEL:093-293-2359 FAX:093-293-2427

インターネット予約 <https://koshukaiyoyaku.jp/sunsunschool>

◇(有)新西海自動車学校 TEL:0959-27-0136 FAX:0959-27-1778

インターネット予約 http://www.shinsaikai.com/class_unkan.html

※申込用紙は、各実施機関のホームページよりダウンロードしてください。

(自動車事故対策機構はインターネット予約のみ)

【受講手数料】

基礎講習:8,900円

一般講習:3,200円(協会会員は、全額助成金が適用されます。)

※自動車事故対策機構が実施する「eラーニング(eナスバ)」は、助成金の対象外となります。

講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

【持ってくるもの】※今年度より、修了証明の方法が「手帳」から「修了証明書」に変わります。

運行管理者講習手帳(講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm×横2.4cm」※サイズ厳守)※おんがDSのみ
筆記用具、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書(※自動車事故対策機構、おんが自動車学校)

【受付時間及び講習時間】※講師等の都合により時間に変更になることもあります。

| 実施機関 | 受付時間 | 区分 | 講習時間 |
|----------|------------|------|-------------|
| おんが自動車学校 | 9:00~9:30 | 一般講習 | 9:30~16:00 |
| 新西海自動車学校 | 9:30~10:00 | 一般講習 | 10:00~16:00 |

※自動車事故対策機構主催分はお問い合わせください。

1. 基礎講習 ※今年度の分は終了しました。

2. 一般講習

| 回数 | 実施日 | 実施場所 | 定員 | 主催 |
|------|---------|-------------------------|-----|------------------|
| 第27回 | 3月5日(木) | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 22名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 ★ |

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式



「令和7年度災害物流専門家研修」の開催

令和7年12月11日(木)、12日(金)の2日間にわたり標記研修会が開催され、運送事業者から6名(6事業者)、県内各自治体から7名(5自治体)、当協会から4名が参加し、長崎県トラック協会研修会館において、標記研修会を開催いたしました。

この研修は、大規模災害発生時に支援物資輸送拠点などにおいて仕分け・管理・輸送の手配などを行う専門知識を持った「災害物流専門家」の育成を目的に、(公社)全日本トラック協会と当協会の共催により行ったものです。

会の冒頭、当協会の豊永参与より挨拶が行われ、その後研修へと移りました。

(株)NX 総合研究所の講師2名が、「基礎知識編」、「拠点編」、「輸送編」、「自治体対応編」、「演習」の全研修項目を2日間にかけて実施しました。「演習」では、「災害時に物資拠点を開設する際、物資、資材、機材、人員をどのように配置するか」などを3グループで話し合い、その結果を発表する実践的な内容でした。

受講した事業者、自治体から「良い研修内容だったので、今後参加者を増やした方がいいのではないか」、「貨物トラック輸送について全く知識が無かったため、大変勉強になった」等の感想がありました。



県ト協挨拶 (豊永参与)



講習の様様



演習風景 (発表)

令和7年度 長崎県トラック協会青年部新成会 物流出前授業開催状況について

長崎県トラック協会青年部新成会は、令和7年12月19日(金)佐世保市立江上小学校において、小学生を対象にした物流出前授業を開催し、5年生の児童45名が参加しました。

この活動は全国各県のトラック協会で行われており、長崎県トラック協会青年部新成会では3回目の開催になります。

トラック運送業界においては、少子高齢化により深刻化する若手ドライバー不足問題に対応するため、次世代を担う子供たちに、物流の社会的役割やその重要性について理解を深めてもらうとともに、トラック運送業界及び職業としてのトラックドライバーに関心を持ってもらうことを目的とし今回の出前授業を開催しました。

第一部では「物流・トラックの役割について」をテーマに、青年部新成会 境 竜馬会長がスライドを使い、国内輸送の9割をトラックが担っていること（ライフライン）や、トラック輸送の特性、様々な車両の紹介や説明、緑ナンバーと白ナンバーの違い、緊急物資輸送等の説明を行いました。

第二部では、「トラック車両展示・運転席乗車体験等」をテーマに、青年部会員7名による車両を使った体験が行われました。普段近くで見ることができないユニック車、ダンプ車、回送車に触れた児童たちは「こんなに大きなトラックを運転する人はすごい！かっこいい！」などと、笑顔で楽しんでいる様子でした。

今後も物流の役割を伝えて行くため、この物流出前授業をより多くの学校で開催していきたいと思っております。



公明党に対する政策要望について

長崎県トラック協会では、1月9日(金)にホテルニュー長崎において、馬場会長より、公明党 斎藤鉄夫代表あての要望書を岡本三成政調会長に提出いたしました。

馬場会長から、トラック運送事業を取り巻く環境の厳しさを説明した上で、長崎県の実情を踏まえた、「運輸事業振興助成交付金制度の恒久的な継続」、「大口・多頻度割引の実質50%割引への拡充」、「中国自動車道の高速料金の引下げ、駐車スペースや施設の整備・拡充」などを要望しました。

岡本政調会長からは、「要望項目については、党に持ち帰って報告の上、しっかりと取り組んでいく。」との回答がありました。



令和7年度 各助成事業の実績報告期限のお知らせ

本年度の各助成事業の実績報告期限については、下記のとおりとしますのでお知らせします。
期日までの実績報告（事業によっては請求）がない場合は、助成ができませんのでご注意ください。

- | | |
|--|--|
| <p>1. 環境対応車導入促進助成事業 ・CNG、ハイブリット車 交付申請期限：令和6年12月20日(金) 実績報告期限：令和8年2月20日(金)</p> | <p>8. 免許等取得促進助成事業 交付申請期限：令和8年1月30日(金) 実績報告期限：令和8年2月20日(金)</p> |
| <p>2. 安全装置等導入助成事業 交付申請期限：令和6年12月20日(金) 実績報告期限：令和8年2月20日(金)</p> | <p>9. SASスクリーニング検査助成事業 交付申請期限：令和6年12月20日(金) 実績報告期限：令和8年2月20日(金)</p> |
| <p>3. ドライブレコーダー導入助成事業 交付申請期限：令和6年12月20日(金) 実績報告期限：令和8年2月20日(金)</p> | <p>10. 健康診断受診促進助成事業 交付申請期限：令和8年2月20日(金)</p> |
| <p>4. アイドリングストップ支援機器導入助成事業 交付申請期限：令和6年12月20日(金) 実績報告期限：令和8年2月20日(金)</p> | <p>11. 血圧計導入促進助成事業 交付申請期限：令和6年12月20日(金) 実績報告期限：令和8年2月20日(金)</p> |
| <p>5. アルコール検知器導入助成事業 交付申請期限：令和6年12月20日(金) 実績報告期限：令和8年2月20日(金)</p> | <p>12. 中小企業大学校講座受講促進助成事業 交付申請期限：令和6年12月20日(金) 実績報告期限：令和8年2月20日(金)</p> |
| <p>6. グリーン経営認証促進助成事業 交付申請期限：令和6年12月20日(金) 実績報告期限：令和8年2月20日(金)</p> | <p>13. 働きやすい職場認証制度取得促進助成事業 交付申請期限：令和6年12月20日(金) 実績報告期限：令和8年2月20日(金)</p> |
| <p>7. 信用保証料助成事業 交付申請期限：令和8年2月20日(金)</p> | |

☆今年度のドライバー研修は終了しました。

**実績報告書の提出期限（導入、装着から支払いまで完了）は、
令和8年2月20日まで！！**

令和7年度助成事業について

1. 主な留意点

- ①全助成事業で**事前申請**としています。(健康診断受診促進助成事業を除く)
 <申請の流れ> 装置、車両の導入前、自動車学校への申込前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入、免許等取得 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付
- ②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。
- ③**申請期間：7/1(火)～12/19(金)** ※免許等取得促進助成事業は**1/30(金)**まで
実績報告期限：2/20(金) ※運転記録証明書促進助成・適性診断受診促進助成事業は**3/19(木)**まで
 3月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

今年度の事前申請受付は、終了しました！！
実績報告期限は令和8年2月20日(金)までとなります。

2. 助成事業一覧

| 助成事業 | | 概要 |
|------------------------|--|---|
| ドライブレコーダー | 事業内容 | 別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。(国補助金との併用は不可) |
| | 申請期間 | 申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20 |
| | 対象機器・装置 | 全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器 |
| | 助成金額 | 標準型：機器価格(税抜)の1/2(上限5千円/台) 運行管理連携型：機器価格(税抜)の1/2(上限1万円/台) |
| 安全装置等 | 事業内容 | 別に定める対象機器の導入について、助成を行います。(国補助金との併用は不可) |
| | 申請期間 | 申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20 |
| | 対象機器・装置 | ①後方視野確認支援装置 ②側方衝突監視警報装置 ③アルコールインターロック ④I T点呼に使用するアルコール検知器 ⑤トルクレンチ ⑥自動点呼機器 |
| | 助成金額 | ①③④：機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台) ②機器価格(税抜)の1/2(上限10万円) ⑤取得価格(税抜)の1/2(上限3万円) ⑥導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む)(上限10万円) |
| その他条件等 | *②は、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。 *②をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のものに限る。 *④は、I T点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク取得事業所に限る。 *⑤は、600N・m以上の締め付け能力を有するもの1事業所1台 ⑥は、1事業者1台ただしGマーク取得事業者は2台 | |
| アルコール検知器 | 事業内容 | アルコール検知器の導入について、助成を行います。 |
| | 申請期間 | 申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20 |
| | 対象機器・装置 | 全ての機器が対象 *協会では特定の機種を指定や推薦することはありません |
| | 助成金額 | 機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台) |
| その他条件等 | *Gマーク事業所におけるI T点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 *来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します | |
| 血圧計 | 事業内容 | 血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全ト協基準に準じます。 |
| | 申請期間 | 申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20 |
| | 助成金額 | 1台あたり装置の取得価格の2分の1(上限5万円/台) |
| SASスクリーニング検査 | 事業内容 | 指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第1次検査および第2次検査を受検する際、助成金を交付します。 |
| | 申請期間 | 申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20 |
| | 助成金額 | 第1次検査および第2次検査の合計費用の半額(上限2,500円/人) |
| 安全運転研修(ドライバー等安全教育訓練促進) | 事業内容 | 指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育(研修)を受講させた場合、助成を行います。 |
| | 助成金額 | 研修費(宿泊費等含)の全額又は一部及び交通費(離島地区外5千円、離島地区1万円) ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修(1泊2日)：55,440円(受講料の全額)+交通費 ②一般・初任ドライバー研修(2泊3日)：53,900円(受講料77,000円の7割)+交通費 ⇒全ト協特別研修 ③添乗・指導管理者研修(2泊3日)：53,900円(受講料77,000円の7割)+交通費 ⇒全ト協特別研修 *受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 *②③について、Gマーク取得事業所の場合は受講料の全額助成(77,000円) |
| | 助成上限 | 研修1回あたり1事業者2名まで |
| 初任運転者特別指導講習会 | 事業内容 | 協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。 |
| | 対象 | 特別指導教育(初任)の対象者 |
| | 助成金額 | 研修費の全額 年10回 |
| 高齢運転者安全運転研修 | 事業内容 | 協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。 |
| | 対象 | 60才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。 |
| | 助成金額 | 研修費の全額 *適齢診断を受診することが出来ます。 *講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 |
| | 助成上限 | 研修1回あたり1事業者2名まで |

| 助成事業 | | 概要 |
|------------------------|-----------|---|
| 健康診断 受診促進 | 事業内容 | 会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 ※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。 |
| | 申請期間 | 申請期間：令和 7.7.1～令和 8.2.20 ※令和 7 年 4 月以降の受診が助成対象です。 |
| | 助成上限 | 車両数の 1. 2 倍まで |
| | 助成金額 | 運転者 1 名につき 1,500 円 |
| 安全性評価事業 認定促進 | 事業内容 | 安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成（交付）します。 |
| | 申請期間 | 申請期間：認定公表から 2 週間以内 |
| 運転記録証明書 取得促進 | 事業内容 | 会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。 |
| | 申請期間 | 申請期間：令和 7.4.1～令和 8.3.19 |
| | 助成上限 | 当該事業所（県内営業所）に所属する事業用自動車の選任運転者及び採用運転者 |
| | 助成金額 | 運転者 1 名につき 670 円 （※令和 7 年 10 月 1 日より、運転者 1 名につき 800 円） |
| 適性診断 （特定） | 事業内容 | 適性診断（特定）の受診料の一部を助成します。 |
| | 申請期間 | 申請期間：令和 7.4.1～令和 8.3.19 |
| | 対象診断 | ①初任診断 ②適齢診断 |
| | 助成金額 | 3,800 円 * 助成金は診断実施機関へ直接交付 |
| 適性診断機器 （一般） | 事業内容 | 別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。 |
| | 申請期間 | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20 |
| | 助成上限 | 1 台まで |
| | 助成金額 | 指定機器 1 台につき 20 万円 |
| 環境対応車 | 実施主体 | ①CNGトラック ②ハイブリッドトラック：協調（県ト協、国、全ト協） |
| | 事業内容 | 環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。 |
| | 申請期間（県ト協） | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20 |
| | 対象 | ①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車 * 令和 6.4.1～令和 7.2.21 までに導入（支払）が完了するもの |
| | 助成上限 | 1 事業者 1 両まで |
| | 助成金額 | ①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ※お問合せ下さい。 |
| アイドリング ストップ 支援機器 | 事業内容 | 別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。 |
| | 申請期間 | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20 |
| | 対象機器・装置 | ①蓄熱マット ②エアヒータ ③車載バッテリー式冷房装置 |
| | 助成金額 | ①蓄熱マット：5,000 円（全額：県ト協） ②エアヒータ：機器価格の 1/2 * 上限 6 万円（全額：全ト協） ③車載バッテリー式冷房装置：機器価格の 1/2 * 上限 6 万円（全額：全ト協） |
| グリーン経営 認証促進 | 事業内容 | グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。 |
| | 申請期間 | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20 |
| | 助成金額 | 新規 7 万円、更新 5 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで |
| 信用保証料 | 事業内容 | セーフティーネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。 |
| | 申請期間 | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20 |
| | 助成金額 | 保証料の 1/2（県ト協：1/4 全ト協：1/4）※一年度一事業者あたり上限 20 万円 |
| 免許等取得 | 事業内容 | 会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。 |
| | 申請期間 | 申請期間：令和 7.7.1～令和 8.1.30 実績報告期限：令和 8.2.20 |
| | 助成金額 | 準中型新規：4 万円、準中型限定解除：2 万 5 千円、特例教習：受講費用（税抜）の 1/3（上限 10 万円）、 大型・中型・けん引：取得費用（税抜）の 1/2（上限：大型 15 万円、中型・けん引 10 万円） フォークリフト：31 時間・35 時間講習 1 万円、11 時間・15 時間講習 5 千円 |
| | その他条件等 | 協会指定研修の受講（特例教習、フォークリフトを除く） |
| 中小企業大 学校 | 事業内容 | 会員がその従業員等に対象となる中小企業大 学校講座を受講させた場合、助成を行います。 |
| | 申請期間 | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20 |
| | 助成金額 | 受講料の 2/3（県ト協 1/3・全ト協 1/3） |
| 働きやすい職場 認証取得促進 | 事業内容 | 働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。 |
| | 申請期間 | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20 |
| | 助成金額 | 新規 3 万円、継続 2 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで |
| 運行管理者 一般講習 | 事業内容 | 会員がその運行管理者等に運行管理者講習（一般）を受講させた場合、助成を行います。 |
| | 助成金額 | 受講者 1 名につき 3,200 円 |

日々の安全運転、大変お疲れ様です。これは私の妻が体験した、ドライバーに向けての謝辞をまとめたものだ。

私の娘は特別支援学校へ通っている。毎朝学校専属の大型バスに乗るために近所のスーパーの駐車場まで車で送っている。いつも定刻にバスは到着し、娘は嬉々として乗る。娘を含め何人かの生徒が乗り込むが、バスドライバーはひとりひとり笑顔で挨拶してくれて、生徒もそれに応える。そして全員乗り込み出発する。

駐車場から大通りへ出るのだが、右折をして本線に合流する。朝の渋滞でなかなか入れない。だが、決まっていつも合図してバスを入れてくれるのは妻曰く、トラックだそうだ。

車内の生徒達は後ろを振り向き、トラックドライバーに手を振り、きっと「ありがとう！」と歓声が揚がっているのだろう。

学校へ行って学ぶ事を応援しているのは我々親も然りだが、バスやトラックのドライバーも応援してくれているのだと、妻は語っている。道を譲ってくれたトラックが、私の会社のトラックの場合もあるらしく、その時は妻からメールが届く。それはもう、誇らしいことこの上ない。

かように、娘を見送ったあと、妻は仕事にでかける。子供（私も含む）のこと、家事、仕事と色々家族のために頑張っている妻には頭が下がる。

保育園で働いている妻は、よく幼児たちを連れて散歩にでかける。道中、運送会社の前を通る。その一行を見ては、トラックが減速したり道を譲ってくれたりするそう。妻は礼を言い、ドライバーも笑顔で応えてくれる。

なかでも男児は、トラックドライバーを羨望

の眼差しで見ることが多々あるという。もちろん安全な場所で、ではあるが、フェンス越しにトラックドライバーの一挙手一投足を食入るようになっている子もいる。

大型トラックを運転して、且つフォークリフトで荷役作業など色々な乗り物を乗りこなすドライバーは幼児にとって、戦隊ヒーローヒロインなのかもしれない、と妻は言う。

余談ではあるが、保育園の終わりの時間が来て、何人かの保護者が迎えにくる。狭い園の駐車場に一気に何台か車が止まるが、一か所だけ狭くて誰もが敬遠する場所がある。

そこへいつも決まったご老人が車を止め、迎えにくるそうだ。ハンドルの切り替えしも見事で、颯爽と登場し、颯爽と帰っていくその様はカッコよく、妻たち職員にとってヒーローに見えるらしい。そしてイケメン。

聞くと依ると、元トラックドライバーだそうだ。と、このように妻の体験談を著したが、トラックドライバーは、ヒーローヒロインであると感じる人が大勢いる。

ドライバー体験記

ドライバーはヒーローヒロイン

(三重) 株水谷運輸倉庫

三輪 和樹



ヒーローヒロインがワルモノであっては決してならない。

私はトラックドライバーではないが、車は毎日運転する。僭越ながら免許取得後25年間ずっと、無事故無違反である。この秘訣としては

- ① 交通安全の高い意識を常に持つ
- ② ルールの絶対遵守
- ③ ところと時間の余裕

であると私は考えている。これらに加え、トラック乗務員殿は次の項目も念頭に置いてみてはどうか？

「ファンを泣かせない」と。



※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

| 実施機関名 | 所在地 | 電話番号 & ホームページ |
|----------------------------|-----|---|
| 長崎クレーン学校 (あたご自動車学校) | 長崎市 | 095-824-4910 http://nagasaki-crane.com/ |
| 新西海自動車学校 | 西海市 | 0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html |
| キャタピラー九州 長崎教習センター | 諫早市 | 0957-25-3735 http://kyushujpnecat.com/cmot_kyu/index2.html |
| 島原フォークリフトスクール (島原自動車学校) | 島原市 | 0957-62-5271 http://shimabara.co.jp |
| 五島クレーン学校 (五島自動車学校) | 五島市 | 0959-73-5590 http://gotoo-crane.com |

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

| 実施機関名 | 所在地 | 電話番号 & ホームページ |
|----------|-----|---|
| 陸災防佐賀県支部 | 佐賀市 | 0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html |

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

| |
|-----------|
| フォークリフト |
| 玉掛け |
| 高所作業車 |
| 小型移動式クレーン |

長崎市星取1丁目1-28
電話:095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

まずは、各機関にお問い合わせください

| 陸災防福岡県支部 |
|---|
| 092-431-1604 http://www.rikusaibou-fukuoka.com/ |

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていません(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

【隔月連載】陸運業の労働災害の特徴と問題点

第1回 交通事故による死亡労働災害

安全管理士 堀野 弘志

元号が令和になり早くも8年目となりました。そこで、令和の時代の労働災害の特徴についてみていきたいと思えます。

連載第1回目となる今回は「陸運業における交通事故による死亡労働災害」の特徴をデータ分析して、考察します。

令和元年から令和6年の6か年のデータによると、グラフ(図1)に示すように陸運業の交通労災の死亡災害の総数は230人であり、その中で自動車乗車中の災害が203人で88%を占め、ほとんどが自動車運転業務中に発生しています。

事故の種類別では、「自動車に激突した」という第一当事者としての自損事故の割合が44%(102人)で最多となっています。次に多いのが、「単独事故(ガードレールや側壁への衝突、道路から逸脱して転落、横転してはさまれて死亡等)」が30%(69人)となっており、これも自損事故であり、これら二つの自損事故が全体の74%(171人)を占めていることから、運転者自ら原因を作ってその結果自らの命を失ったものが最も多いという結果になっています。

「自動車に激突した」の内訳をみると、「駐停車中の自動車に激突」が22%(51人)、「走行中の自動車に激突」が7%(17人)となっており、合わせて29%(68人)のほとんどが追突事故となっています。また「対向車に激突」がそれに次いで多く13%(30人)で、これは対向車線にはみ出したために反対車線を走行中の自動車に衝突したものです。

「単独事故」の内訳は、「工作物に激突」が14%(33人)、「転倒」8%(18人)、「路外逸脱」7%(16人)となっています。

これらの自損事故を被災者の年齢区分別に表したグラフ(図2)で見ると、「追突・衝突」は年齢が高くなるのに従って増加していき60歳以上になると減少します。

「対向車に激突」は年齢とともに増加し、60歳以上が最多となっています。

「単独事故」は50歳代が最多の22人ですが、20歳代においては単独事故の割合が65%と群を抜いて多く、運転技能の未熟さが目立ちます。

自損事故全体では、高年齢ドライバーの事故が多いのが特徴となっています。

次々号に続く。

図1 交通死亡災害の種類別割合の状況(陸運業)

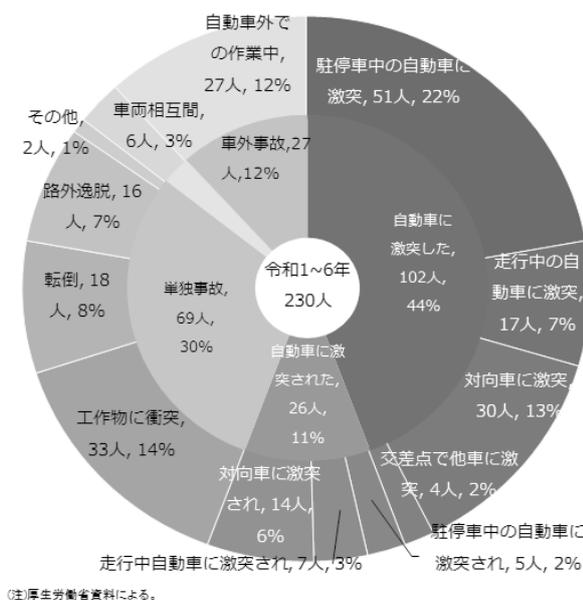
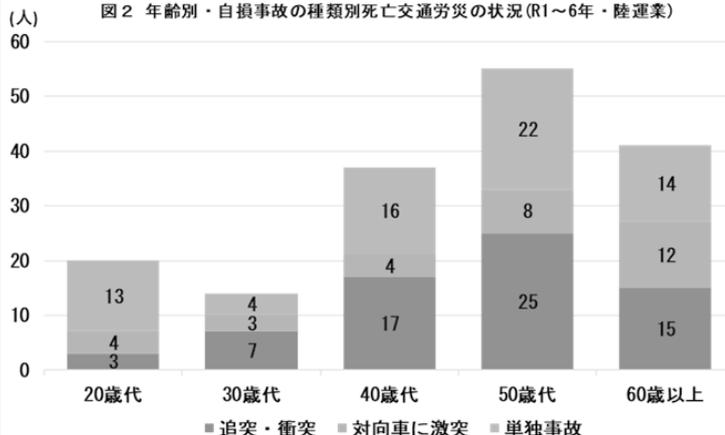


図2 年齢別・自損事故の種類別死亡交通労災の状況(R1~6年・陸運業)



災害事例
と
その対策

酸素欠乏症と硫化水素中毒

【インフラの老朽化】

大規模な道路の陥没により、トラック運転手が車両ごと落下し、死亡するという前代未聞の事故から1年になります。この事故は高度経済成長期に全国で整備された日本の社会インフラの老朽化に伴い発生したもので、他の地域でも同様の事故が発生する可能性はあるといってもいいと思われま。そして、この大規模な陥没事故を受けて、一斉に下水道管の点検作業を行う中で、次なる災害が起きました。

【4人死亡の重大災害】

下水道管の点検を行うに際し、清掃作業及び管内の排水状況を確認するため、はしごを伝ってマンホール内に入った作業員が転落し、助けようとした3人も相次ぎ転落し、全員死亡した。硫化水素中毒や中毒に伴う窒息が死因。

【酸素欠乏症と硫化水素】

まだ皆さんの記憶に新しい事例として挙げましたが、この事故に限らず、酸素欠乏症や、硫化水素中毒による災害は後を絶ちません。

酸素が欠乏した空気の吸入や硫化水素の中毒は、脳の機能に大きい影響を与え、意識を失い、倒れて死に至ります。これが高所で発生した場合は墜落につながります。被災を知って助け出そうとする者も、焦っていたり慌てたりして、保護具を着用せず、またはきちんと着用できていない状態では後を追うようなことになり、同様に酸欠状態に陥って、複数の人が被災する事になる場合があります。

上記の例も、まさにそのような状況であったのではないかと推測されます。

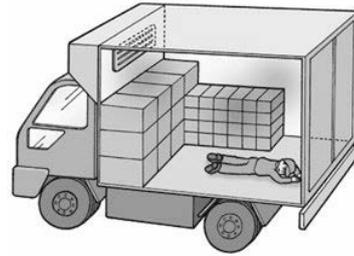
【陸運業ではどうか？】

陸運業においても、こういった災害は発生しています。

分かりやすい災害事例には、次のようなものがあります。

- (1) バルク車のタンク内に窒素ガスを圧入し、高圧にしてから内容を排出する方法で荷卸しを終えた。4時間後、タンク内に入り異物がないか確認していたところ、突然意識を失って倒れた（酸素欠乏症）。
- (2) 冷凍車でアイスクリームの配送作業。店舗への搬入作業中、同行していた同僚が保冷するために冷凍庫に入り、扉を閉めてド

ライアスを散布したところ、昇華により発生した二酸化炭素が充満し酸欠状態に陥って倒れた。



【酸素濃度の低下（酸欠状態）と硫化水素の発生について】

空気中の酸素濃度は、金属の錆び、油の酸化、青果や木材の呼吸や腐敗などによっても低下します。泥水や汚水などがたまっていれば、その中の微生物の呼吸によっても酸素が消費されます。事例のように、ドライアイスや窒素、その他都市ガスやプロパンガスの漏れによっても酸素が置換されて酸欠状態になる可能性があります。

硫化水素や一酸化炭素も酸欠状態を作り出しますが、これらにはそれ自身に強い毒性があり、酸欠にならなくても重大なダメージを受けることになります。

硫化水素は酸素がない状態で有機物などが分解される際に発生します。つまり上記の下水道管のように、汚水などが長時間滞留するような場所がその代表例になります。

【酸素が極端に少ない空気や硫化水素を吸うとどうなる？】

酸素濃度が極端に低下した空気の場合、数回吸っただけで、脳の機能が低下し、意識を失ってしまいます。

高濃度の硫化水素の場合、数回の呼吸で昏睡状態から呼吸停止に至ることもあるのです。

【どうすればいいのか？】

- まず、「知ること」が大切です。
酸欠や硫化水素中毒の怖さを知り、発生の原因を知ること。
- そして、「疑うこと」。
酸素の欠乏や、硫化水素の発生を疑い、無防備に進入せず、確認することが命を守ることにつながります。

九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。



九ト交協の取扱商品

自動車共済

～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～

最大70%の優良割引

デジタコ搭載車は2%割引 (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる一括払割引

| 一括払額 | 一括払割引率 |
|-------------|--------|
| 100～300万円未満 | 2% |
| 300～500万円未満 | 3% |
| 500万円以上 | 5% |

事業用車両5台以上のご加入で一括契約割5%

契約台数に応じた多数契約割引！！

| 契約車両数 | 多数契約割引率 |
|---------------|---------|
| 10台以上～29台以下 | 2% |
| 30台以上～69台以下 | 4% |
| 70台以上～99台以下 | 6% |
| 100台以上～149台以下 | 8% |
| 150台以上 | 10% |

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます！！

自賠償共済

～長崎県下11社の代理店～

損害保険

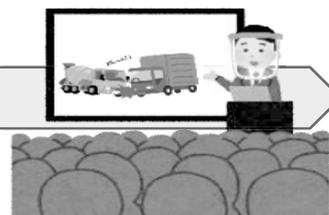
～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

九ト交協の充実の制度

事故防止活動

～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



利用分量配当

～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金が得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)



安心のロードサービス

～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大50万円(一部自己負担金あり)のレッカー搬送費用を負担いたします。



九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

〒850-0051

長崎県長崎市西坂町2-3 長崎駅前第一生命ビルディング6階
電話番号 095-808-0090 FAX 番号 095-808-0127 (担当 田崎)

ご不明な点がございましたら
ご遠慮なくお問合せください。

～自動車共済～ INFORMATION

■ 車両共済にご加入されると安心です

車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

CASE 1

■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえると思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていなかったけど、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができ助かりました。

CASE 2

■ スムースに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！

九州トラック交通共済協同組合

諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付

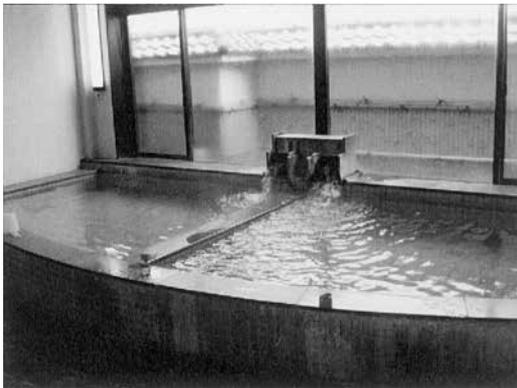


シングルルームで広めの部屋もご用意しております
宿泊料金

- ・一般 8,700円(税込)
- ・諫早TS会員 6,500円(税込)「朝食付」
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 5,000円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)
チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です!



料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」
ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

料金 100円で7分間
ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください!



7時～20時30分までご利用できます
(オーダーストップ 20時)
※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………930円(税込)
- トルコライス……………1,400円(税込)
- かつ丼……………1,030円(税込)
- 中華飯……………900円(税込)
- トンカツ定食……………1,400円(税込)
- カツカレー……………1,100円(税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)

駐車場

- 大型トラック(トレーラ含) …… 40台
- 中型トラック…………… 5台
- 小型トラック・普通自動車 …… 29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション
長崎県諫早市貝津町1051-12
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

⇩ **ご希望の教材に○印をお願いします** **※★は新たに追加したDVDです**

| 分類 | ○印欄 | No. | 題 名 | 時 間 | メディア | 貸出可能数 | |
|---------|-----------|-----|---|-------------------------------|------|-------|---|
| ドライバー教育 | | 1 | 初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～ | 21分 | DVD | 3 | |
| | | 2 | 初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～ | 18分 | DVD | 3 | |
| | | 3 | 初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～ | 21分 | DVD | 3 | |
| | | 4 | 初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～ | 21分 | DVD | 3 | |
| | | 5 | 中型貨物車の安全知識 | 26分 | DVD | 1 | |
| | | 6 | 大型トラックの安全運転 | 18分 | DVD | 2 | |
| | | 7 | 大型貨物車の安全運転 | 38分 | DVD | 2 | |
| | | 8 | エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～ | 22分 | DVD | 2 | |
| | | 9 | ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～ | 22分 | DVD | 2 | |
| | | 10 | トラック運転者のための安全運転のポイント | 30分 | DVD | 1 | |
| | | 11 | 巻き込み事故 トラックの左折と死角 | 54分 | DVD | 1 | |
| | | 12 | ドラレコ映像で学ぶ！事故の原因と対策 | 52分 | DVD | 1 | |
| | | 13 | ドライブレコーダーからの警告！ | 25分 | DVD | 1 | |
| | | 14 | 安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル | 26分 | DVD | 1 | |
| | | 15 | 安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編) | 29分 | DVD | 1 | |
| | | 16 | 大丈夫ですか？高速道路の落下物 | 18分 | DVD | 1 | |
| | | 17 | 絶対にダメ！飲酒運転 | 21分 | DVD | 1 | |
| | | 18 | 高齢者を交通事故の被害者としないために！ | | DVD | 1 | |
| | | 19 | その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～ | 20分 | DVD | 1 | |
| | | 20 | 目指せ！危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～ | | DVD | 1 | |
| | 点検整備・運行管理 | | 21 | 運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編 | 22分 | DVD | 1 |
| | | | 22 | 運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編 | 20分 | DVD | 1 |
| | | 23 | 日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編) | | DVD | 6 | |
| | | 24 | 大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて | 27分 | DVD | 2 | |
| | | 25 | トレーラ日常点検 | 15分 | DVD | 1 | |
| | | 26 | トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して | | DVD | 1 | |
| | | 27 | 運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～ | | DVD | 1 | |
| | | 28 | 一人のできる日常点検 | 17分 | DVD | 1 | |
| | | 29 | やっていますか安全点呼 | 18分 | DVD | 1 | |
| | | 30 | 確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について | 30分 | DVD | 2 | |
| | | 31 | ストップ！車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～ | | DVD | 2 | |
| 健康管理 | | 32 | 事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性 | | DVD | 1 | |
| | | 33 | 睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療 | 24分 | DVD | 1 | |
| | | 34 | 熱中症はこわくない！ | 30分 | DVD | 1 | |
| | | 35 | 受けよう、活かそう！ストレスチェック | 15分 | DVD | 1 | |
| その他 | | 36 | 引越の達人になろう | | DVD | 6 | |
| | | 37 | 上手な引越のコツ教えます | | DVD | 1 | |
| | | 38 | 交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～ | | DVD | 1 | |
| | | 39 | 交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～ | | DVD | 1 | |
| | | 40 | 全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～ | 20分 | DVD | 6 | |
| | | 41 | もしもトラックがとまったら | | DVD | 1 | |
| | | 42 | 走れ！風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～ | | DVD | 1 | |
| | | 43 | 未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～ | | DVD | 1 | |
| | | 44 | ★いのち つながれ「生命のメッセージ展」 | 9分 | DVD | 1 | |

| | | | |
|-------------|-----------------------------------|------------|-----|
| 事業者名 | | ※貸出確認 | ※受付 |
| 担当者名 | TEL: - - | 本 ※返却日 | |
| 貸出期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 (最大2週間) | ※返却確認 本 | |

(※の欄は記入しないでください)

- 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

注文日: 令和 年 月 日

FAX: 095-839-8508

↓ 注文部数をご記入ください

| No. | 品名 | 単位 | 会員価格(円) (消費税10%込) | 注文部数 | 備考 |
|-----|-------------------------|-----------|----------------------|------|----------------|
| 1 | 運転日報(基本タイプ) | 1冊(100枚) | 198 | | |
| 2 | 運転日報(応用タイプ) | 1冊(100枚) | 374 | | |
| 3 | 乗務日報(B5) | 1冊(100枚) | 352 | | |
| 4 | 日常点検表(トラック・黄緑色) | 1冊 | 660 | | |
| 5 | 日常点検表(トレーラ・黄色) | 1冊 | 781 | | |
| 6 | 点呼記録簿(B4・中間点呼あり) | 1冊(100枚) | 363 | | |
| 7 | 点呼記録簿(A4) | 1冊(100枚) | 242 | | |
| 8 | 定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用) | 1冊 | 264 | | |
| 9 | 車両管理台帳(A4・ピンク色) | 1冊 | 286 | | |
| 10 | 整備管理者選任届(通常3枚1セット)★ | 1枚 | 33 | | |
| 11 | 運行指示書 | 1冊(50セット) | 550 | | |
| 12 | 運転者台帳(B5) | 1冊(50枚) | 660 | | |
| 13 | 運転者台帳(B5・1枚) | 1枚 | 14 | | |
| 14 | 車両別輸送実績表(B4) | 1冊 | 792 | | |
| 15 | 作業指図書 | 1冊 | 176 | | |
| 16 | 事故報告書(1セット) | 1セット | 290 | | |
| 17 | 事業報告書・事業実績報告書★ | 4部(1セット) | 495 | | |
| 18 | ※ チャート紙 | M26-120 | M24-120 | 1個 | 880 (R7.4~) |
| | ご希望品番に注文数をご記入ください | L7-120 | L7-140 | | |
| | | その他 () | | | |

※小芝記録紙製チャート紙の在庫がなくなり次第、日本記録紙製チャート紙へ移行いたします(仕様は同じ)

受領方法 協会にて受け取り(月 日 来協予定) 送付希望

| | | | |
|--------------|----------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|
| 事業者名 | | | |
| フリガナ 担当者名 | | TEL | |
| | | FAX | |
| 帳票類送付先 | <input type="checkbox"/> に✓して下さい | <input type="checkbox"/> 会員名簿住所へ送付 | <input type="checkbox"/> 会員名簿以外の住所へ送付 |
| 請求書送付先 | * 上記送付先と異なる場合はご記入ください | | |

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。
 ”長崎県トラック協会ホームページ”→”会員用コンテンツ”→”九州運輸局HP・該当ページ”より
 ダウンロード可能な帳票

- ★運行管理者選任届 ★整備管理者選任届
- ★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】
 〒851-0131 長崎県松原町2651-3
 (公社)長崎県トラック協会(担当:本村)
 TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

| | | |
|-----|----|-----|
| 受付印 | 担当 | 発送日 |
| | 確認 | / |

| | |
|------|-----|
| 合計金額 | 入金日 |
| | / |

防ごう 大型車の車輪脱落事故



車輪の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。



さびたナットは 清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、塗料などを取り除きます。



いちいち一度は ゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て手で触るなどで点検します。



トルクレンチで 適正締付け

適正トルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の正しい締めの実施。



ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。

©くまがた工業

タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、「車載の「取扱説明書」や「本誌表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」」、「下記」その他、ホイールナット締め付け時の「注意点」などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。



*ホイールナットの締め付けは、必ず規定の締め付けトルクで行ってください。
*ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り回し方法をご確認ください。適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

| ホイールボルト、ナットの 潤滑について | ISO方式 | ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について |
|--|--------------------------------|---|
| <p>ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの底面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。</p> | <p>ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!</p> | <p>ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(JIS方式では、ハブのほめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗料などを取り除きます。</p> |

ISO方式(8穴、10穴)

| | | | |
|--------------------|---|------------------|--|
| ホイールサイズとボルト本数(PCD) | 18.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm) | ホイールのセンタリング | ハブインロー |
| ボルトサイズ、ねじの方向 | M22 右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 左輪: 右ねじ(従来ISO方式) | アルミホイールの 向き替え | ボルト交換 |
| ホイールナット 使用ソケット | 平面座(ワッシャー付き): 1種類 33mm(従来ISO方式の1個は32mm) | 後輪ダブルタイヤの 締め付け構造 | ホイールボルト 平面座 ホイールナット 平面座 ホイールナット 平面座 |
| ダブルタイヤ | 一つのソケットで共締め | | |

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

解説編

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱走事故」が発生しています。著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください！



ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

【ホイールボルト、ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがなく点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。

※錆や汚れを落とす、ねじ部にエンジンオイルなど特定の潤滑剤を塗布してナットをボルトの奥まで回したとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車軸すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

●ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金（ワッシャー）の首の間にエンジンオイルなど特定の潤滑剤を塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。

ナットの側面（ディスクホイールとの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。

【著しい錆の例】



ホイールボルト



ホイールナット

4 ホイールナットとワッシャーに異常が見られ、ワッシャーがはきずれの可能性がある。ホイールナットに生じた錆や付着したゴミ等により、ワッシャーの調整部が阻害している。

ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下（錆みの発生）をまねきます。

【ハブの点検要領】

- ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

※ディスクホイールの脱離や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱走事故の原因となります。

【ディスクホイールの点検要領】

- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴や節り穴のまわり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい腐付は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗装は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。



【著しい錆の例】



ハブ（ホイール取付面）

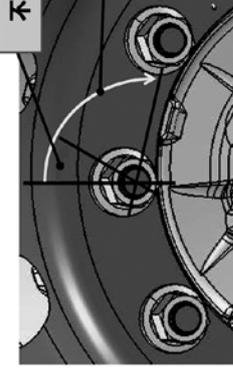


ボルト穴付近

ホイール弁側

ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面にごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで締まらず、十分な締め付け力が得られなくなります。

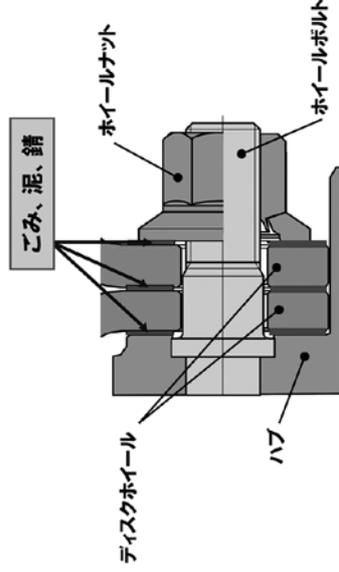


不適切な状態で締め付けたナット回転角度

正しく締め付けたナット回転角度

ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、裂かれることで、締め付け力の低下（錆みの発生）をまねきます。



ごみ、泥、錆

ホイールナット

ディスクホイール

ハブ

ホイールボルト

詳しくは、こちらから！



日本自動車工業会 日本自動車工業会 日本自動車工業会

国土交通省

ながさきデコ活^{かつ} やってみよう! ゼロカーボン アクション12

地球温暖化を防止し、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるため、私たちが今すぐ取り組める環境にやさしい行動「ながさきデコ活ゼロカーボンアクション12」
2月のテーマは「エネルギーを節約しよう!」です。
ぜひ実践してみてくださいね。

2月の
テーマ

『エネルギーを節約しよう!』
再配達削減にご協力を!!

自宅では



宅配ボックスや置き配
を活用しよう!

帰宅時に



コンビニ・宅配ロッカー
などで受け取ろう!

1回で



アプリや電話などで、
配達日時を指定しよう!

ながさき環境県民会議・長崎県地域環境課

長崎県 ゼロカーボンアクション12

検索

TEL : 095-895-2512

デコ活
くらしの中のエコろがけ



いろいろな受け取り方法で宅配便の再配達を無くしましょう！

再配達で車両から排出されるCO₂は年間で25.4万tです！
（一般家庭約9万世帯の排出量相当）
令和6年の調査では、約10.4%が再配達となっています。
宅配便を1回の配達で確実に受け取ることができるよう、自分のライフスタイルに合わせた受け取り方を選びましょう。

《自宅で受け取る方法》

- ・ 宅配ボックス
集合住宅では設置数も増えています。
戸建住宅用の宅配ボックスも相次いで発売されています。
- ・ 置き配
玄関先や車庫など指定された場所に荷物を置くことで再配達の防止に役立ちます。



《帰宅時に受け取る方法》

- ・ コンビニ
- ・ 運送会社の営業所
- ・ 宅配ロッカー
（ショッピングセンターなどに設置）
通勤や帰宅途中に好きな時間に立ち寄って受け取ることができます。

《1回で受け取る方法》

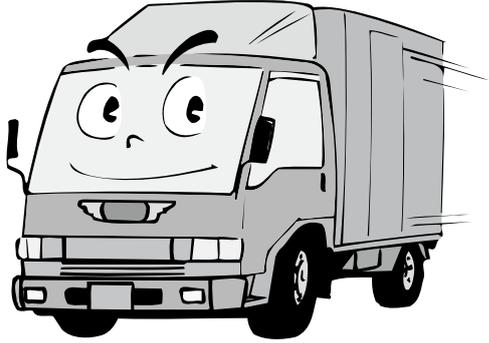
- ・ 運送会社への連絡
運送会社にアプリや電話などで連絡し、配達日時指定や変更ができます。



いけるかな

いってはいけない

黄色信号



(東北) 常磐郵便輸送(株)

鈴木 理

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和6年度事故防止対策標語優秀賞)



トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発行 (公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508

印刷所 株式会社 昭和堂
諫早市長野町1007-2
TEL 0957-22-6000
FAX 0957-22-6690



「未来」を思い、想像上の未来のなかで
ISUZU

**もっと走れる
明日のために。**

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。
この理想を達成し、新しい時代は生まれました。
「未来」という数値化されたビジネスにおいて、
トラックに求められる様々なニーズを。
先進の装備やテクノロジーで早期に認識、感測し
より少ない労力を生み出します。
それが、もっと走れる、いすゞとなり、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

GIGA

いすゞ自動車九州株式会社

■長崎支店 〒851-0103 長崎市中里町1622番地1 Tel. 095-839-7500
■佐世保支店 〒859-3241 佐世保市有徳町188番地1 Tel. 0956-59-3141
■島原営業所 〒859-1412 島原市有明町大三東乙84番地1 Tel. 0957-68-0500

Quon

人を想い、先を駆ける。
Innovation that puts people first.



UDトックス株式会社

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342
佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147
<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



UD UD TRUCKS

Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。

MINO

日野プロフィア(大型トラック) 日野レンジャー(中型トラック) 日野デュトロ(小型トラック)

九州日野自動車株式会社

長崎支店 / 〒851-0133 長崎市矢上町53-1 TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1637
佐世保支店 / 〒857-1161 佐世保市大塔町1979-24 TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565
島原支店 / 〒859-1415 島原市有明町大三東乙88-1 TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。

FUSO



三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう

長崎支店 / 長崎市新瀬戸町809-33 TEL:095-834-4661 島原支店 / 島原市前浜町乙62-1 TEL:0957-62-6110
佐世保支店 / 佐世保市大塔町8-5 TEL:0956-31-9311 諫早支店 / 諫早市小船越町571 TEL:0957-23-5588